

協働事例

| | |
|------|-------|
| 担当課名 | 土木環境課 |
|------|-------|

| | | |
|-------------------------|---|-------------------------------------|
| 協働の形態 | 事業協力（行政主導） | |
| 事業名 | 除雪事業 | |
| 協働の相手 | コミュニティ会議及び自治会、市民 | |
| 事業実施時期 | 平成17年～ | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的 冬期間の円滑な交通確保を図る。 ・実施方法 ①市直営による除雪 ②業者委託による除雪 ③小型除雪機械による地域除雪ボランティアの除雪 ・実施方法③による実施目的 市民生活上必要な道路全てを除雪できない状況から、小型除雪機械による生活道路の通行確保や一人暮らし高齢者世帯等の除雪支援を図る。 ・内容 コミュニティ会議において、市より譲与を受けた除雪機械を管理し、各行政区や自治会等に貸出する。貸出を受けた行政区等は、地域内の除雪困難世帯等の除雪を行う。 ※コミュニティ会議では、除雪機に損害保険を掛けるほか、借り受ける行政区では作業員のボランティア保険加入を行っている。また、地域の実情に応じて、除雪機を購入(H19～21 39台)。 | |
| 協働に至る経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・H17年度より地域除雪ボランティア推進事業として小型除雪機械貸出制度を開始。 ・H19年度に各地域に振興センターが設置されるとともにコミュニティ会議が設立されたことから、希望するコミュニティ会議に市所有の小型除雪機械103台を無償譲与。 | |
| 役割分担 | 行政 | 除雪対象道路の直営、業者委託による除雪、地域の雪捨て場の設置 |
| | 市民団体等 | 除雪対象道路以外の除雪、高齢者世帯等の除雪支援、自宅前の出入り口の除雪 |
| 協働の成果（市が単独で行うより効果があった点） | <ul style="list-style-type: none"> ・行政では個別対応が難しい、居宅から除雪された道路までの区間など、除雪の対象とならない部分や一人暮らし高齢者や高齢者世帯に係る除雪を地域で速やかに行う事ができる。 ・除雪機械をコミュニティ会議等で管理・貸出を行うことで、地域の実情に応じた、きめ細かい除雪対応ができる。 | |
| 協働の視点による課題 | | |
| より良い協働とするための方策 | | |

協働事例

| | | 担当課名 | 総務課 |
|-----------------------------|---|--|-----|
| 協働の形態 | 事業協力（市民主導） | | |
| 事業名 | 地域防災活動 | | |
| 協働の相手 | 自主防災組織 | | |
| 事業実施時期 | 平成17年～ | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害対策基本法及び花巻市地域防災計画に基づき、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため。 ・自主防災組織 地域住民が自分達の地域は自分達で守るという、自主的な防災活動を促進するための組織。 ・推進 H17年より市主導で設立を推進 H20年に花巻市自主防災組織育成指導要綱を策定し、更なる推進を図る。 ・組織 組織は要綱の認定基準に基づき市長が認定する。現在、笹間地区、外川目地区、八重畑地区及び新堀地区では行政区ごとに組織が結成され、組織化が終了している。花巻市全体では80組織が結成（宮野目は集落単位を含む、外川目はコミュニティ単位）されている。 | | |
| 協働に至る経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国的には阪神・淡路大震災後設立の機運が高まる。 ・花巻市においてはH14年の大雨の被害を教訓に、大規模災害の際は行政のみでは迅速な対応が難しいことから、H18年に小舟渡地区に設立された自主防災組織を地域住民による防災組織のモデルとして、市内全域への設置を推進。 | | |
| 役割分担 | 行政 | 活動等への助言、研修会の開催や案内、防災用資機材等の整備援助、防災訓練への協力、災害時の情報提供 | |
| | 市民団体等 | 連絡体制の整備や各種防災訓練の実施、防災知識の普及など地域住民の意識啓発、災害時の情報提供 など | |
| 協働の成果 （市が単独で行うより効果があった点） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で防災知識の普及・啓発や防災訓練が随時行われることにより、防災意識や連帯感の高揚が図られ、災害発生時には迅速な行動が可能となる。 ・自らの地域で活動することから、一人暮らし高齢者等の援助者を必要とする方を容易に把握できるほか、災害時の弱者支援や安否確認を迅速に行う事ができる。 ・災害発生時に、住民同士や地域と行政の間で、災害の情報や安否情報など相互の情報共有が容易になるほか、情報の伝達がスムーズになる。 ・災害時に避難場所の確保や誘導など、防災組織が現地で活動することにより、行政側も効率的な活動が可能となる。 | | |
| 協働の視点による課題 | | | |
| より良い協働とするための方策 | | | |

協働事例

| | | 担当課名 | 生活環境課 |
|-----------------------------|--|--|-------|
| 協働の形態 | 事業協力（行政主導→市民主体） | | |
| 事業名 | 花巻市資源集団回収事業 | | |
| 協働の相手 | 市民により組織された団体 | | |
| 事業実施時期 | 平成18年～ | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的 資源の有効活用とごみ減量対策の一つとして、資源の集団回収を推進し、市民の資源化意識の高揚を図る。 ・内容 市内の地域住民で組織し、かつ、営利を目的としない団体で、市に資源集団回収事業実施団体登録をおこなった団体が、地域の一般家庭から排出された資源を集団で回収し、回収業者に売却した場合に奨励金を交付する。 ・奨励金 金属類10円/kg、紙類・アルミ類5円/kg、ビン類2円/kg 布類5円/kg ・21年度実績 登録団体数 438団体、回収資源 4,005t 売却代金 11,914,018円 奨励金20,858,506円 | | |
| 協働に至る経緯 | 旧花巻市 昭和52年 資源回収計画を策定、昭和55年 資源回収運動開始 昭和61年 資源集団回収事業奨励金交付制度開始 旧東和町 平成3年 資源集団回収事業奨励金交付制度開始 旧大迫町 平成4年 資源集団回収事業奨励金交付制度開始 旧石鳥谷町 平成5年 リサイクル事業奨励金交付制度開始 | | |
| 役割分担 | 行政 | 資源回収の周知、運搬用公用車の貸出、奨励金の交付 | |
| | 市民団体等 | 資源の分別・回収・運搬（運搬方法は各団体が運搬又は業者が回収など地域によって異なる） | |
| 協働の成果 （市が単独で行うより効果があった点） | <ul style="list-style-type: none"> ・団体で資源回収を行うことにより、地域ぐるみでのリサイクル意識の向上に繋がる。 ・市民が資源を分別することで、ゴミの減量による収集・運搬・処理コストの削減に繋がる。 ・住民が、資源としての意識を持つ事で、空き缶のポイ捨てなどの、不法投棄の抑制に繋がる。 | | |
| 協働の視点による課題 | | | |
| より良い協働とするための方策 | | | |

協働事例

| | | 担当課名 | 地域づくり課 |
|-----------------------------|--|------------------------------------|--------|
| 協働の形態 | 事業協力（行政主導→市民主体） | | |
| 事業名 | 生涯学習講師派遣事業 | | |
| 協働の相手 | 知識・技能を有する市民、生涯学習を企画する市民（団体） | | |
| 事業実施時期 | 平成18年～ | | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的 生涯学習における指導者の充実を図り、市内に居住する方が永年にわたって蓄積した経験や学習の成果又は専門知識や技能を活用し、生涯学習のまちづくりを推進する。 ・講師 市内に居住する20歳以上の方で活動を希望するもの。（H22登録108人） ・分野 郷土文化の伝承に関するもののほか、健康増進、一般教養、趣味・生きがい、ボランティア活動、地域づくり活動に関するものなど。 ・内容 10人以上の市民等（概ね構成員の3分の2以上が花巻市民）で構成される団体が自ら講座等の企画をし、事前に講師と交渉、内諾を頂いた上での申請に基づき派遣する。（1団体年間3回まで） ・謝金 1回当たり5,000円（概ね2時間） ※ H18・281回、H19・315回、H20・358回、H21・375回 | | |
| 協働に至る経緯 | <p>旧花巻市では昭和53年に高齢者人材銀行事業としてスタートし、生涯学習講師派遣事業に名称を変更。旧東和町も生涯学習人材銀行(人材バンク)とし事業を行っていた。合併により生涯学習講師派遣事業に統一し事業を推進。 ※旧大迫町では自治公民館主催講座の講師謝礼を助成。旧石鳥谷町では講座等の内容によって、講師謝礼を助成。</p> | | |
| 役割分担 | 行政 | 事業の周知、講師の募集・登録・派遣、謝金の支払い | |
| | 市民団体等 | 知識・技能を活かした学習指導（講師）、学習講座等の企画・開催（団体） | |
| 協働の成果 （市が単独で行うより効果があった点） | <ul style="list-style-type: none"> ・講師登録した市民が自らの知識や技能を社会に還元する事で生きがいに繋がる。 ・行政が開催する講座等は内容や場所、時間とも限られるが、講師派遣による講座等は、市民が自ら、学習しやすい内容や場所、時間等を設定できる。 ・生涯学習の多様なニーズに全て対応することは難しいため、講師の情報を提供し派遣することで、市民の自主的な生涯学習の推進が図られる。 | | |
| 協働の視点による課題 | | | |
| より良い協働とするための方策 | | | |